

福祉用具購入費支給申請書の提出について

福祉用具購入費の支給申請については、下記の書類を提出してください。
対象となるのは、居宅の要介護者・要支援者が都道府県や市から指定を受けた『特定福祉用具販売事業者』から購入した特定福祉用具のみです。

■提出書類

- ① 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
（申請人は本人）
- ② 福祉用具購入時の申請者あての領収証写し
（申請者が生活保護受給者の場合は保護費支給の通知（受領領収書）の写し）
- ③ 購入した福祉用具とその定価等がわかるパンフレットなどの写し
（対象の品をマーカー等で囲い、対象商品がわかるようにしてください。）
※浴室用（浴槽内）すのこを購入した場合は、上記に加え、実際に購入した大きさがわかる資料（図面や見積り書の写しなど）を必ず添付してください。
※排泄予測支援機器は医学的な所見がわかる書類と試用状況等の確認調書が必要です。

■書類記入時の注意

- ▲ 被保険者証および負担割合証にて必ず認定期間・介護度・負担割合等を確認してください。
- ▲ 別紙『申請書記入の手引き』の両面をよく読み、記入漏れがないようにしてください。
- ▲ 『福祉用具が必要な理由』は、利用者の心身状況、希望・環境等をふまえて日常生活の必要性という視点から出来る限り詳細に記入してください。居宅サービス計画または福祉用具サービス計画を添付した場合、そこに必要な理由が記載されていれば記入に代えることができます。ただし、いずれも「筋力の低下のため」の様に簡素な理由では受領出来ません。

■給付限度額基準

領収証の日付を購入日として、4月～翌年3月までの1年間で10万円（税込）
（10万円の9割～7割が支給額の上限）

次の場合を除いて、同一種目の福祉用具購入はできません。

- ① 用途および機能が異なる場合
- ② 破損、故障した場合
- ③ 介護度が3段階以上高くなった場合
- ④ 利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合

ただし、必要と認められる理由があれば2回目以降も対象となります。

詳しくは高齢者福祉課介護給付係へお問い合わせください。

■提出先・問い合わせ先

品川区 福祉部 高齢者福祉課 介護給付係

Tel 03-5742-6927（直通） / Fax 03-5742-6881

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 （品川区役所本庁舎3階）